

平成29年横瀬町農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月25日(月) 午前10時から10時31分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次	
会長職務代理者	9番	岸岡広雄	
農業委員	1番	浅見孝子	
	2番	小室寿徳	
	4番	町田恒夫	
	5番	町田修一	
	6番	今井健司	
	7番	木崎泰明	
	8番	加藤典男	
	10番	冨田哲夫	
	農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
		第2	小河俊夫
第3		村越 聡	

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田文利
書記	町田勝一
書記	逸見雅彦

7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。本日は、委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第11回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

6番、今井健司委員、7番、木崎泰明委員のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございます。会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

続きまして、日程第3、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第19号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第19号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る22日、補助農業委員の小室委員と、申請人の立ち会いを求め、現地及び申請図書の確認をいたしました。大字横瀬字〇〇、地番〇〇〇〇-〇、台帳、田、現況、宅地に賃借権を設定し、住宅の物置及び駐車場の用地として利用したいとの申請です。道路拡張工事により、地番〇〇〇〇-〇、

田は、半端な土地になってしまい、耕作事情が悪くなり、転用の許可を得ないまま、申請地に物置及び駐車場として使用してしまったこと、そのため、わびの始末書が一番裏の2ページ目にあります。最後のページに写真があります。田に復帰させるのは無理があるように思われます。樹木で覆われて、水も入らないような状態です。

申請地は、道路と赤道に挟まれた土地ですので、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、委員の皆様のご審議のほどよろしく願います。

以上です。

議長 ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

議長 開会いたします。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の2番、小室委員、願います。

小室委員。

小室委員 農業委員の小室です。先ほどの小河委員のご説明に、補足での説明をさせていただきます。

譲渡人は、今回の土地が、数十年前から雑種地として税金を払っていたために、農地ではなく、既に雑種地だと思い込んでいました。そのためか、農地利用調査で回ったときも、そこが農地としての記載がなく、白地になっていて、私も気づくことができませんでした。申しわけありません。

この土地は、農地として利用も困難であると思われまして、始末書も提示されていますので、皆様、ご審議のほどよろしく願います。

以上です。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」〕

議長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

〔「議長」〕

議長 4番。

町田委員 こういう農地というのは、相当町内にあるのではないかなと思われまして。

この事案にあっては、20坪程度の田んぼということではありますが、これはやむを得ないと言えはやむを得ないわけで、そういう中で、こういった事例というのが、相当この中山間地域にあっては、あるのではなからうかなと懸念をされております。その辺のところをどんなように事務局サイドではお考えなのか、その辺のお考えをお聞きしたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 事務局。

事務局 それでは、4番委員さんからのご質問に対して答弁をさせていただきたいと思っております。

今回のような転用の、もう既に課税的にも雑種地とか宅地になっている筆について、平成24年ごろ1回調べて、その多さに苦慮しておるところでございます。件数につきましては、事務所に、下に行かないとはっきりしたことは申し上げられませんが、現在のこのような状況になっている筆につきましては、転用済みで農地転用がされていない農地、また農地転用がされていなくてこのような状況になっている土地と、2種類に分かれてございます。

そういった観点からしますと、このような土地について、改善または農地転用の指導をするべきところがございますけれども、なかなかこういう状況に、今回の件もそうですが、40年以上とか、中には50年以上たったものもございます。そういうこともございまして、もしこれを1件1件対応していくには、事務局としても、簡単に言いますと、申請書の指導をしたり、そういうことをやらないとこれは改善されないこととございます。なかなか前に進めない状況でございます。

また、農地を管理しないで山になったりしてあるものもございます。そういうものにつきましては、農業委員会の委員さんに現地を確認いただきまして、非農地決定ということでお世話になってきたところとございます。非農地決定につきましては、一昨年前ですか、20ヘクタールほど非農地決定をしたところとございます。

そういうことで、事務局としても、これを改善していくというのがなかなか、例えばこの本会議におきまして、20件、30件という数を提出しないと、数年では終わらない状況とございますので、その辺少しずつ取り組んでいければなと思っております。年間五、六本こういう形で農地転用を提出すれば、数年後にはできるのではないかなと思っておりますのでござい

ます。

それと、今回みたいなケースにならないように、何でこうなってしまったかと申し上げますと、今回の場合は昭和40年代ですけれども、その当時、利用状況調査とか、年に1回の現地確認というのがあったかどうかはわかりません。ただ、農地パトロールという当委員会の見回りとか、その辺は昔から変わっていないと思います。

そういうことで、今現在毎年1回、全農地につきまして、農地利用状況調査ということで委員の皆様に戻って確認をしていただいておりますけれども、その中でやはり無断転用を見逃してしまいますと、結局は数年そういう状況にありますと、課税的に雑種地または宅地にかわったものにつきましては、農地から対象外、白地、先ほど小室委員さんが申しあげましたけれども、白地になってしまいますと農地利用状況調査の対象地から除外されてしまうということになりますので、やっぱりこれを発生させないためには、農地利用状況調査を徹底していただき、無断転用のところにつきましては指導していく形を進めていけば、将来にわたって多発することはないと考えております。

事務局も、その辺につきましては、わかり次第指導に努めてまいりたいと思いますので、委員の皆さんも今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議長 再質問、4番。

町田委員 質問ではないわけなのですが、ただいまの説明の中にもありましたように、農地利用状況調査等を、農業委員、我々もしっかりとその辺を踏まえながら活動してまいりたいと、肝に銘じたわけでございます。大変ありがとうございました。

議長 他にございませんか。

9番。

岸岡委員 9番、岸岡です。

今町田委員からお話のあった関連ですが、切り口ですか、この白地対策の切り口として、税務課の課税対象土地との関連をうまくリストアップされているものとリンクすると、意外と速く白地が町全体としてつかめる方法があるのではないかと思います。その辺をうまく駆使して、何としても実態のない農地をいつまでも放置しておくという、この町の運用の仕方は好ましくないと思いますので、その辺の調査のスタートを早目に切るよ

うなことも考えてもらったらと思っておりますが、お考えを聞かせてください。

議 長 事務局。

事務局 それでは、9番委員さんのご質問に答弁をさせていただきたいと思いません。

今回のような件数につきまして、たしか平成の二十四、五年ですか、岸岡委員さんからご指摘を受けまして、調査をして、非農地決定は、昨年大多数が非農地決定ということになったわけなのですが、宅地、雑種地も調査をして、件数は、把握はしておるのですけれども、その多さというのですか、やっぱり非農地決定というのは何十ヘクタールでも1議案でできますけれども、宅地、雑種地につきましては、1筆、1所有者ごとしかできません。そういったことで、申請書の指導、また登記簿の謄本等、また公図とか、そういうものにつきましては、所有者がとるべき添付書類でございますので、その辺も、所有者も協力をしていただかないとできないのが現実でございます。また、所有者とすると、もう評価額が畑ではなくて宅地、雑種地になっていることも強く言われるケースもございます。

そういった中で、少しずつでも、今までも何件かはやりましたけれども、なかなか進まないというのが、やっぱり申請書というのは、本来は本人が申請していただくというのが原則でございますけれども、このようなケースになってしまうとなかなか、本人が作成し、提出することはほとんどないようなケースになっておるところでございます。

そういった中で、事務局の時間の合間を縫って申請を出さなければいけないという、事務負担も増大になるわけでございますので、これは事務局の言いわけかもしれませんが、そう多くは出せないですし、所有者にも理解をいただかねば提出はできない。事務局一本だけではできないということでございますので、その辺もご理解をいただきまして、件数については事務所におりればわかりますので、後日にでもまたご報告をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

議 長 9番。

岸岡委員 ただいまの説明で、ご苦勞というのですか、大変なことはよくわかりますが、どうもこのままでは前へ進まないで、白地が永続的に続くという状態が予想されます。これは、やはりよくないことだと思っております。

先ほど言った税務課との課税対象の対応から調べることをやれるのかやれないのか、一度検討していただきたい。また、今のお話からいくと、その延長上に、次の対策としては、相続をするときに、農地のままなのか宅地なのかというようなこともチェック機能に入れまして、少なくとも農地が宅地になっているようなもの、それには必ず相続の中でチェックが入るようなシステムを考えてもらいたいと思うのですが、その辺についてもう一度お聞かせ願えますか。

議 長 ただいまのは要望でよろしいですか。
他にございませんか。

〔「なし」〕

議 長 では、ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。上程中の議案第19号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成でございます。ありがとうございます。
全員賛成でございますので、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございます。

ここで、暫時休憩させていただきます。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時30分

議 長 開会いたします。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもって閉会といたします。ありがとうございます。

(午前10時31分)